

## 特定非営利活動法人 Mission ARM Japan 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Mission ARM Japan 定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

### (報酬の決定)

第2条 役員の数全体の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1)報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。
- (2)役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3)役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

### (報酬の支払日)

第3条 役員の前払金は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

### (報酬の支払い方法)

第4条 役員の前払金は、その金額を役員が指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。

### (委任)

第5条 この規程に定めない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

### 附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。